

和歌山県森林整備地域活動支援交付金交付要綱（案）

平成14年10月8日施行
 平成16年4月2日改正
 平成19年5月30日改正
 平成21年5月19日改正
 平成21年8月11日改正
 平成22年5月25日改正
 平成23年5月17日改正
 平成24年3月27日改正
 平成25年4月1日改正
 平成26年4月1日改正
 平成27年4月9日改正
 平成28年4月1日改正
 平成29年4月3日改正
 平成30年4月2日改正
 平成31年4月1日改正
 令和2年4月1日改正
 令和3年4月1日改正
 令和4年4月1日改正
 令和5年4月3日改正
 令和6年4月3日改正

（趣旨）

第1条 知事は、適切な森林整備活動を通じて県土の保全及び水源のかん養等森林の有する多面的機能を確保するため、市町村が行う森林整備地域活動支援交付金の交付等に要する経費に対し、予算の範囲内において、交付金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（対象事業）

第2条 交付金の交付の対象となる事業は、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）により市町村が協定に基づき交付金を交付する事業及び市町村が行う事業とする。

（交付の対象経費及び交付金の額）

第3条 森林整備地域活動支援交付金の交付対象となる経費は、市町村が実施要領別表2のIの2の1の(2)の③のアの(ア)、イの(ア)、ウの(ア)及びエの(ア)において定める交付額に要する経費並びに実施要領別表2のIの2の1の(2)の④のアの(イ)のa、b及びcに必要な経費とし、これらに対する交付金の額は、次のとおりとする。

交付対象経費	交付額
1 実施要領別表2のIの2の1の(2)の③のアの(ア)、イの(ア)、ウの(ア)及びエの(ア)の交付額	10分の10以内の額
2 実施要領別表2のIの2の1の(2)の④のアの(イ)のa、b及びcに定める事務に要する経費	1の交付対象経費の額の100分の2以内の額

2 交付対象経費の欄に掲げる1と2の経費の相互間の流用を行ってはならないものとする。

(実施計画書)

第4条 市町村長は、別記第1号様式による実施計画書を、知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、計画の内容を変更しようとする場合は、実施変更計画書を提出しなければならない。

(交付申請の添付書類の様式等)

第5条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数
事業計画書	別記第2号様式	正副各1部
収支予算書	別記第3号様式	

(交付条件)

第6条 規則第6条の規定により交付金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) この交付金に係る法令、通知等に従わねばならないこと。
- (2) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 交付金事業の内容の変更をしようとする場合

イ 交付金事業に要する経費の配分を変更（実施要領別表2のIの2の1の(2)の④のアの(イ)のa、b及びcに定める事務に要する経費の相互間における30%以下の増減を除く。）しようとする場合

ウ 交付金事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (3) 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 交付金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を交付金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 第1号に規定する条件を満たせなくなった場合には、交付金の全部又は一部を返還させることがあること。

(変更の承認)

第7条 前条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第8条 規則第13条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業実績書	別記第2号様式	正副各1部	別に定める。
収支精算書	別記第3号様式		

(書類の経由)

第9条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業実施市町村を管轄する振興局を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成14年10月8日から施行し、平成14年度の交付金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月2日から施行し、平成16年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年5月30日から施行し、改正後の和歌山県森林整備地域活動支援交付金事業交付金等交付要綱の規定は、平成19年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年5月19日から施行し、改正後の和歌山県森林整備地域活動支援交付金事業交付金等交付要綱の規定は、平成21年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年8月11日から施行し、改正後の和歌山県森林整備地域活動支援交付金事業交付金等交付要綱の規定は、平成21年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月25日から施行し、改正後の和歌山県森林整備地域活動支援交付金交付要綱の規定は、平成22年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月17日から施行し、改正後の和歌山県森林整備地域活動支援交付金交付要綱の規定は、平成23年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月27日から施行し、改正後の和歌山県森林整備地域活動支援交付金交付要綱の規定は、平成24年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、改正後の和歌山県森林整備地域活動支援交付金交付要綱の規定は、平成25年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、改正後の和歌山県森林整備地域活動支援交付金交付要綱の規定は、平成26年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行し、改正後の和歌山県森林整備地域活動支援交付金交付要綱の規定は、平成27年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、改正後の和歌山県森林整備地域活動支援交付金交付要綱の規定は、平成28年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行し、改正後の和歌山県森林整備地域活動支援交付金交付要綱の規定は、平成29年度の交付金から適用する。

附 則この要綱は、平成30年4月2日から施行し、改正後の和歌山県森林整備地域活動支援交付金交付要綱の規定は、平成30年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、改正後の和歌山県森林整備地域活動支援交付金交付要綱の規定は、平成31年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の和歌山県森林整備地域活動支援交付金交付要綱の規定は、令和2年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の和歌山県森林整備地域活動支援交付金交付要綱の規定は、令和3年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の和歌山県森林整備地域活動支援交付金交付要綱の規定は、令和4年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行し、改正後の和歌山県森林整備地域活動支援交付金交付要綱の規定は、令和5年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月3日から施行し、改正後の和歌山県森林整備地域活動支援交付金交付要綱の規定は、令和6年度の交付金から適用する。

別記第1号様式（第4条関係）

年度 森林整備地域活動支援交付金実施（変更）計画書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

市町村長 氏 名

このことについて、和歌山県森林整備地域活動支援交付金交付要綱第4条第1項（第2項）の規定により別紙のとおり提出します。

別紙

年度 森林整備地域活動支援交付金実施(変更)計画書(市町村名)

1 「森林経営計画作成促進」に係るもの

ア 経営委託

協定締結者	協定締結(予定)年月	森林の所在地(大字及び林班番号)	所有者名	積算基礎森林面積		森林経営計画の策定予定時期	交付額(円)	備考
				(ha)	うち、不在村加算(ha)			
合計								

注 「面積」は小数点以下第2位まで記入すること。

イ 共同計画等

協定締結者	協定締結(予定)年月	森林の所在地(大字及び林班番号)	所有者名	積算基礎森林面積		森林経営計画の策定予定時期	交付額(円)	備考
				(ha)	うち、不在村加算(ha)			
合計								

注 「面積」は小数点以下第2位まで記入すること。

ウ 間伐促進

協定締結者	協定締結(予定)年月	森林の所在地(大字及び林班番号)	所有者名	積算基礎森林面積		森林経営計画の変更予定時期	交付額(円)	備考
				(ha)	うち、不在村加算(ha)			
合計								

注 「面積」は小数点以下第2位まで記入すること。

2 「森林境界の明確化」に係るもの

ア 森林境界の測量を行った森林

協定締結者	協定締結(予定)年月	森林の所在地(大字及び林班番号)	所有者名	積算基礎森林面積				測量延長(m)	交付額(円)	備考
				(ha)	うち、精度向上加算(ha)	うち、リモセン加算(ha)	うち、不在村加算(ha)			
合計										

注 「面積」は小数点以下第2位まで記入すること。

イ 森林境界案の作成を行った森林

協定締結者	協定締結(予定)年月	森林の所在地(大字及び林班番号)	所有者名	積算基礎森林面積 (ha)	交付額 (円)	備考
合計						

注 「面積」は小数点以下第2位まで記入すること。

3 森林所有者の探索

協定締結者	協定締結(予定)年月	森林の所在地(大字及び林班番号)	所有者名	積算基礎森林面積 (ha)	交付額 (円)	備考
合計						

注 「面積」は小数点以下第2位まで記入すること。

4 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの

ア 積算基礎森林(1)

「森林経営計画作成促進」の協定を締結した森林

協定締結者	協定締結(予定)年月	森林の所在地(大字及び林班番号)	積算基礎森林面積 (ha)	対象行為の実施個所	対象行為の具体的内容	交付額 (円)	備考
合計							

注 「面積」は小数点以下第2位まで記入すること。

イ 積算基礎森林(2)

「森林境界の明確化」の協定を締結した森林

協定締結者	協定締結(予定)年月	森林の所在地(大字及び林班番号)	積算基礎森林面積 (ha)	対象行為の実施個所	対象行為の具体的内容	交付額 (円)	備考
合計							

注 「面積」は小数点以下第2位まで記入すること。

事業計画(実績)書

1. 事業の目的

2. 事業の内容

(1) 積算基礎森林面積及び交付額

(単位:ha、m、円)

区分		協定締結数	積算基礎森林面積(ha)		交付額(円)	うち国費(円)
森林経営 計画作成 促進	経営委託		実施面積			
			合意が得られた面積			
			成果を提供した面積			
			うち不在村加算面積			
	共同計画等	()	実施面積			
			合意が得られた面積			
			成果を提供した面積			
			うち不在村加算面積			
	間伐促進	()	実施面積			
			合意が得られた面積			
			成果を提供した面積			
			うち不在村加算面積			
計	()	実施面積				
		合意が得られた面積				
		成果を提供した面積				
		うち不在村加算面積				
森林境界 の明確化	()	実施面積				
		うち精度向上加算面積				
		うちリモセン加算面積				
		うち不在村加算面積				
森林境界案 の作成	()	実施面積				
		うち森林境界案の確定面積				
森林所有者の探索		()	実施面積			
森林経営 計画作成・ 施業集約 化に向けた 条件整備	森林経営計 画作成促進	()	実施面積			
	森林境界の 明確化	()	実施面積			
	計	()	実施面積			
合計		()	実施面積			

- (注) 1 「協定締結数」は、当該区分の協定締結数を記載する。なお、複数の区分を含む協定は、最上段にある区分欄のみ裸書の数字を記載し、それ以外の区分欄では()内に記載する。
- 2 「積算基礎森林面積」は、小数点以下第2位まで記載する。
- 3 「森林経営計画作成促進」における「積算基礎森林面積」欄について、実施要領別表2のIの2の1の(2)の③のアの(ア)のbの(a)及び(b)に規定する森林の面積の内訳を記載し、実施要領別表2のIの2の1の(2)の③のアの(イ)のbの表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載する。
- 4 「森林境界の明確化」の「積算基礎森林面積」欄について、実施要領別表2のIの2の1の(2)の③のイの(イ)のb、c及びdの表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載する。

(2) 森林整備地域活動支援交付金推進事務

市町村推進事務	確認事務		交付事務
地域説明会開催数	書類審査件数		交付件数
回	「森林経営計画作成促進」に係るもの	件	件
	「森林境界の明確化」に係るもの	件	件
	「森林所有者の探索」に係るもの	件	件
	「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの	件	件
	現地調査確認時期	月	

3 経費の配分

区分	交付事務	確認事務	負担区分		備考
			県交付金	市町村費	
1 森林経営計画作成促進	円	円	円	円	
2 森林境界の明確化	円	円	円	円	
3 森林所有者の探索	円	円	円	円	
4 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた整備	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	

4 事業完了(予定)年月日

年 月 日

5 添付書類

第8条の事業実績書にあつては、実施要領別表2のIの2の1の(2)の⑤に定める交付対象者から市町村に提出された報告書の写し及び別表2のIの2の1の(2)の⑦のアの(イ)のaの(c)、(d)、bの(c)、(d)、(e)の写し

収支予算(精算)書

1 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	
	(本年度精算額)	(本年年度予算額)	増	減
県交付金 市町村費 合計	円	円	円	円

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	
			増	減
市町村推進事務費 確認事務 交付事務 その他 合計	円	円	円	円

別記第4号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

市町村長 氏 名

森林整備地域活動支援交付金変更承認申請書

年 月 日付け林第 号で交付決定通知のあったこのことについて、下記のとおり変更したいので、和歌山県森林整備地域活動支援交付金交付要綱第7条の規定により、申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(注) 別記第2号様式及び別記第3号様式に準じ、当初計画と変更計画の内容が明確に対比できるように作成すること。